



福祉・人権

地域包括支援センター
運営協議会の傍聴を

時7月24日(水)、午後2時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、相談支援課**655**・2758、**℡**622・0655

子ども・若者自立支援センター
「くるす」のご利用を

所同センター(片桐町4-7)、**対**おむね40歳までのひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者またはその保護者、**面**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**問**同センター**646**・5526(火・日曜日、祝日休み)

介護保険料の納入通知書を送付

7月上旬に65歳以上の人に介護保険料納入通知書を送付します。納付書払いの人は、各納付期限までに納めてください。7月中旬を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。**問**長寿介護課**620**・1639

介護保険負担割合証を送付

要支援または要介護と認定された人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付します。有効期間は8月1日

〜来年7月31日です。本人と同一世帯の第1号被保険者の所得・年金収入に応じて、1〜3割の負担割合が記載されています。**問**長寿介護課**620**・1639

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。**問**長寿介護課**620**・1639

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

次の**ア**〜**イ**いずれかに該当する人、**ア**次の全てに該当し、市が認定した人、**イ**市民税非課税世帯、**ロ**世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円加算した額)以下、**ハ**世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加算した額)以下、**ニ**日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、**ホ**医療保険の扶養家族ではない、**ヘ**親族等の援助が期待でき

後期高齢者医療保険料の納付書等を送付

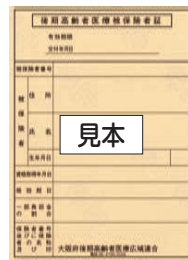
問保険年金課(高齢) **℡**620・1630

今年度の保険料額が決定

7月中旬に今年度の同保険料決定通知書を送付します。**【普通徴収の人】**送付する納付書や、口座振替等で納めてください。口座振替制度を利用することで、毎月の保険料が指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防げます。ぜひご利用ください。**【特別徴収の人】**年金の受給額が年額18万円以上で後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象となる年金受給額の1/2を超えない人は、原則、直接年金からの支払いになります(年度内に年齢到達・転入等により資格取得した人は、しばらくの間、普通徴収での納付になります)。

新しい被保険者証等を送付

【被保険者証】75歳以上または一定の障害がある65歳以上の人の「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(橙色、見本参照)を7月中旬に簡易書留で送付します。**【限度額適用・標準負担額減額認定証】**住民税非課税世帯に属する被保険者が対象の、医療費(入院・外来)と入院時の食事代の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を7月下旬に送付します。**【限度額適用認定証】**現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰに属する被保険者が対象の、医療費(入院・外来)の負担が軽減される「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい限度額適用認定証を7月下旬に送付します。



緊急通報装置を設置

利用先の社会福祉法人または長寿介護課**620**・1639
対重度障害者やおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、障害や疾病等により緊急時に電話で連絡を取ることが困難な人、**内**ボタンを押すこと等により警備会社に通報される装置を設

置、**▽**所得に応じて月15555円、777円、無料、**■**電話回線の種類等の設置条件あり、**■**重度障害者等^ニ障害福祉課 ☎620・1636、高齢者^ニ長寿介護課 ☎620・1637

高齢者世帯の家賃を補助

市では、市・府営住宅以外の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯に、家賃の一部を補助しています。

■次の全てを満たす人、①自ら住宅を借りて家賃を支払っている、65歳以上の単身高齢者または60歳以上のみで構成される高齢者世帯（必ず65歳以上を1人含む）、②世帯の全員が本市に継続して3年以上居住（住民基本台帳等に記載）、③家賃が月5万円以下（共益費等除く）、④前年の収入が単身高齢者は228万円以下、高齢者世帯は304万円以下、⑤生活保護を受けていない、**■**1か月当たり家賃額の3分の1（上限5千円）、昨年の世帯収入証明書（年金の源泉徴収票等）、賃貸借契約書（写）、家賃支払証明書（通い帳・銀行振込明細書等）、希望する振込先口座の通帳、印鑑を直接、長寿介護課窓口 ☎620・1637

ひとり暮らし高齢者等の世帯調査にご協力を

市では高齢者が地域で安心して暮らせるよう、緊急連絡先や世帯の状況等に関する調査を実施します。世帯調査

票を7月中旬に送付予定ですので、調査票に同封の返信用封筒で「回答ください」。

■5月末時点で①70歳のひとり暮らしの人、②75歳以上の人のみで構成される世帯（昨年までの調査で回答済みの人・世帯除く）、**■**地域福祉課 ☎620・1634

男女共同参画推進審議会の傍聴を 保

■8月7日(水)、午後2時～4時、**■**市役所南館3階防災会議室、**■**定着者5人（当り空きがあれば傍聴可）、**■**備一時保育は7月26日までに要申込、**■**申入権・男女共生課 ☎620・1640

健康保険・年金

新しい医療証のご使用を

7月中旬に、老人医療医療証（見本参照）を該当者に送付します。8月1日からは、新しい医療証をご使用く

老人医療 医療証 (受給のつとめ保険者証と同時に出してください)	
公費負担者番号	
受給者番号	
対住所	
氏名	見本
生年月日	
有効期間	
発行機関名	大阪府
及び印	茨木市長
交付年月日	
この証は、大阪府以外では使えません。	

ださい。**■**保険年金課（高齢） ☎620・1630

限度額適用認定証等の更新手続きを

入院・外来を問わず、同じ医療機関で1か月の医療費が自己負担限度額までの負担となる「国民健康保険限度額適用認定証」と、非課税世帯の人が入院時の食事代も減額となる「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き使用する人は、更新手続きが必要です。7月上旬に更新の案内を送付します。**■**郵送または直接（保険証・マイナンバーカード・印鑑持参）、〒567-8505 保険年金課（国保） ☎620・1631

高齢受給者証と特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険高齢受給者証・国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。新しい証は7月下旬に送付します。**■**保険年金課（国保） ☎620・1631

接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の内容点検を実施

医療費の適正化を図るため、国民健康保険の加入者を対象に、接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院にかかった際の施術について内容の点検を実施しています。委託先（ガリバー・イン

ターナショナル株）から施術内容の確認の書類が届いたら、期限までの回答にご協力をお願いします。**■**保険年金課（国保） ☎620・1631

二十歳前障害基礎年金受給者の所得状況届等の取扱い変更

二十歳前からの傷病による障害があり、障害基礎年金（旧障害福祉年金）を受けている人は、例年7月に実施していた受給権者所得状況届の提出が原則不要となりました。引き続き、障害状況確認届（診断書）の提出は必要ですが、提出期限が誕生月の末日に変更となります。また、8月以降生まれの人は、障害状況確認届（診断書）の作成期間が3か月間に拡大されます。該当者には提出期限の3か月前に書類が送付されますので、ご注意ください。**■**保険年金課（年金） ☎620・1632

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。本人・配偶者・世帯主（世帯主は免除制度のみ）の前年の所得が一定額以下の場合に承認されます。また、退職を理由とした特例免除制度もあります。保険料の未納が続くと、障害や死亡といった不慮の事態が発生したとき障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられ

ない場合があります。未納にならないよう各種免除制度をご利用ください。

6月分まで承認を受けている人で、7月以降も免除等を希望する場合は、8月末日までに改めて申請が必要です(継続での承認の場合は不要)。申請書は7月上旬に日本年金機構が送付する納付書に同封していただきますので、保険年金課または日本年金機構に申請してください(郵送可)。なお、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。この承認を受けた期間は、保険料を追納すると、年金額を増やすことができますが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるのでご注意ください。

● 国民健康保険料普通徴収第2期分
● 後期高齢者医療保険料普通徴収第1期分
● 介護保険料普通徴収第4期分
● 一般廃棄物処理(清掃)手数料第1期分

障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時7月8日(月)・17日(水)・26日(金)、午前9時10分〜正午・午後1時10分〜4時

所 保険年金課、定 各日先着6人、内 障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、持 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合は委任状)、申 同課(年金) ☎620・1632

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時7月9日(火)、午前10時〜正午・午後1時〜4時、所 保険年金課、定 先着15人、内 国民年金、厚生年金等、持 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ等(本人以外の場合は委任状)、申 7月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎620・1632

税金

今月の納付(7月31日迄まで)

- 固定資産税・都市計画税第2期分
- 一般廃棄物処理(清掃)手数料第1期分
- 介護保険料普通徴収第4期分
- 国民健康保険料普通徴収第2期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第1期分
- 下水道事業受益者負担金(分担金)、公設浄化槽分担金第1期分

所得税・復興特別所得税の予定納税

所得税・復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納付期限は7月31日

です。なお、減額申請の手続きは7月16日が期限です。☎茨木税務署 ☎623・1131

家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更をしたときはご連絡を

市では、固定資産税等の算定をするため、家屋調査を行っています。家屋の現況を把握するには、所有者の協力が必要です。家屋を取り壊した場合(一部・全部)や、未登記での新築、増築をした場合、事務所から居宅へ用途変更した場合等は、ご連絡ください。☎資産税課 ☎620・1615

公共の用に供する道路所有者は固定資産税等非課税適用申告を

公共の用に供する道路等を所有している人が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには非課税適用申告書の提出が必要です。

対 公道からほかの公道に通じ、制限なく不特定多数の人が通行できる道路、申 資産税課 ☎620・1615

省エネ改修に伴う固定資産税減額

一定の省エネ改修を施した場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は除く)。

対 平成20年1月1日以前に建築された床面積50㎡以上280㎡以下の住宅(賃貸住宅除く)で、来年3月31日までに工事を完了するもの、内 工事費用の自己

夜間・休日窓口を開設 ~国民健康保険料、市税・清掃手数料~

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

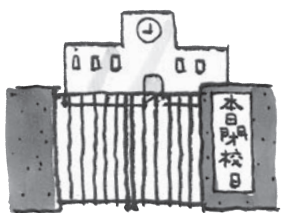
時【夜間】7月8日(月)・22日(月)、午後8時まで、【休日】28日(日)、午前9時〜午後5時、所①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所本館2階13番窓口、備夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。☎①保険年金課(徴収) ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



負担額が50万円超、窓の断熱改修(必須)、床、天井、壁の断熱改修(必須)で、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合し、外気等と接するものの工事、改修工事完了の翌年度分に限り、120㎡相当部分の固定資産税3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額、持 申告書、増改築等工事証明書(建築士

市立小・中学校の学校閉校日

教職員の働き方見直しの観点から、8月12日～14日は、全小・中学校で教職員が不在となります。学習指導や部活動等を行わず、証明書発行や転出入受付などの校務全般も休止となります。ご理解ご協力をお願いします。☎学校教育推進課 ☎620・1683



教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時7月24日(水)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員、内容等詳細はお問い合わせください。一部非

等が発行)、費用が分かる領収書(写)、改修工事に対する補助金を受けている場合はその内容がわかる書類、認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書、**申**工事完了日から3か月以内に、資産税課 ☎620・1615

公開の場合あり。☎教育政策課 ☎620・1680

中学校給食審議会の傍聴を **保**

時7月19日(金)、午後2時から、**所**フリエイトセンター301、**定**先着20人(当日空きがあれば傍聴可)、**備**一時保育は7月8日までに要申込、**申**電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、学務課 ☎620・1681、**保**623・3999

青少年問題協議会専門部会の傍聴を **保**

時7月10日(水)、午後7時から、**所**上中条青少年センター3階第1・2会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**備**一時保育は7月2日までに要申込、**申**電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で社会教育振興課 ☎622・5180、**保**622・9858

こども育成支援会議の市民委員を募集

時10月1日から2年間、年4～5回程度、**定**①20歳以上の市内在住者(国または地方公共団体の議員・職員等除く)、②①に該当し、就学後から18歳未満の子どもの保護者、③①に該当し、学童保育を利用している児童の保護者、**定**各1人、**内**子ども・子育てに関する取り組みや計画等の進行管理の審議、**保**日額9千円、**備**選考あり、**申**7

月31日(消印有効)までに、申込書(こども政策課で配付、市HPからダウンロード可)と、小論文を、特定記録で郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1625

児童扶養手当受給資格者は現況届の提出を

児童扶養手当の受給資格のある人に、市から7月末頃に通知しますので、8月中に現況届を提出してください。なお、8月4日・11日、午前8時45分～午後5時15分も受付窓口を開設します。**保**こども政策課 ☎620・1625

私立幼稚園園児の保護者に補助金を支給(4月～9月分)

私学助成を受ける私立幼稚園に子どもを通園させている保護者で、次に該当する人に補助金を支給します。希望者は申請してください。なお、申請書は、対象となる各園で配付します。詳細はお問い合わせください。

〔幼稚園就園奨励費補助金〕**対**市内在住で、知事の認可を受けている私立幼稚園(市外の私立幼稚園含む)に通園している3歳～未就学児の保護者、**〔私立幼稚園在籍園児保護者補助金〕****対**市内在住で、私立幼稚園(市外の私立幼稚園含む)に通園している4歳～未就学児の保護者、(以下共通)**備**今年度市民税課税額による要件等あり、**申**申請書に記入し、在園幼稚園等、**保**保育

ユースプラザを新たに開設

中学生～おおむね39歳の子ども・若者が、さまざまな経験や交流ができる居場所と相談窓口を備えた「ユースプラザ」を、今年7月から、新たに1か所開設します。

時水～金・日曜日(年末年始除く)、午前9時～午後9時、**所**ローズWAMIほか、**保**詳細は市HP、イベント等の開催は市総合アプリ「いばライフ」等でお知らせします。**保**こども政策課 ☎620・1625

幼稚園事業課 ☎620・1638

医療的ケア児の保育所(園)の入所(園)事前相談会

時7月26日(金)、午後3時～6時、**所**市役所本館2階会議室、**対**次年度に保育所(園)への入所(園)を検討している医療的ケア児と保護者、**申**7月8日～12日、午前9時～午後4時に、保育幼稚園総務課 ☎655・2753



まちづくり

市防災会議の傍聴を **保**

時7月29日(月)、午後2時から、**所**市

いばらき 大学探訪

今日は
立命館大学

政策企画課
☎ 620・1605

金井宇宙飛行士 被災地応援 ミッション報告会



金井直茂さん

昨年、自然災害に見舞われた市民の皆さんに「心の元気を届ける」ため、同大学・市・JAXAで、宇宙飛行士の金井直茂さんによる報告会を開催します。宇宙での168日間の体験談や宇宙に浮かぶ実験室「きぼう」での実験内容などの報告を聞くことができます。ぜひご参加ください。

時 7月14日(日)、午後1時30分～3時30分、**所** 立命館いばらきフューチャープラザグラウンドホール、**対** 小学4年生以上の市民、**定** 先着1,000人、**申** 同大学HP(右図読み取り)から電子申込
問合せ先 同大学 OIC ミッション報告会事務局 ☎ 06・7175・8800



花火はルールを守って

花火をするときは、次のことに注意しましょう。▼風が強いときはやめ

役所南館8階中会議室、**定** 先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**備** 一時保育・手話通訳は7月12日まで(要申込、**申** 7月1日、午前9時から、フアックスまたはメール(氏名・住所・電話番号を記入)で危機管理課 ☎ 620・1617、**Fax** 624・9249、**E-mail** kikanri@city.ibaraki.jp

水防団員を募集

淀川右岸水防事務組合では、集中豪雨や津波等水害から生命と財産を守る

る、▼燃えやすいものの近くではない、▼人や建物に向けない、▼禁止された場所等ではない、▼ほぐしたり、一度にたくさんに火をつけない、▼子どもだけではしない、▼水バケツを用意し、水に浸けて完全に火を消す、▼ごみは必ず持ち帰る、**問** 予防課 ☎ 622・6950

水道メーター検針にご協力を

ため、堤防の監視・警戒等を行う水防団員を緊急に募集しています。**対** 市の組合防御区域内(鮎川一丁目ほか)に居住または勤務先がある18歳以上の健康な人、**備** 報酬等あり、**問** 同組合 ☎ 06・63002・8721

水道メーターの効率的な検針のため、次のことにご協力ください。▼メーターボックス付近に犬をつながない、▼上に物を置かない、▼中は清潔にする、▼メーターボックスが家の増改築等で屋内や床下になる場合は、指定給水装置工事業者に依頼して、検針のしやすい場所に移設する、**問** 水道部営業課 ☎ 620・1691

快適な生活は下水道から

生活環境の改善、河川等の水質汚濁を防止するため、生活排水を下水道へ流す排水設備の工事をお願いします。**問** 下水道施設課 ☎ 620・1667

公設浄化槽の設置希望者を募集

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、市の北部地域では合併浄化槽(家庭の台所や風呂等からの生活排水と尿を一緒に浄化処理する施設)を設置し、維持管理する公設浄化槽事業を行っています。**対** 対象地域(大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大

空家活用モデル 事業の提案を募集

空家の利活用を促進するため、地域の課題解決や魅力向上につながる空家活用モデルとなる事業の提案を募集します。採択された場合、提案事業を実現するための改修費を一部補助します(最大250万円)。応募は9月開始予定です。空家の所有者、空家を活用したい人は事前にご相談ください。**問** 居住政策課 ☎ 655・2755

転居費用支援金の申請

宇清阪)にある、浄化槽の大きさが20人槽以下となる住宅または事業所、浄化槽の大きさに応じた分担金と浄化槽使用料、**備** 宅内排水設備等は自己負担。申込後に市の調査あり。工場等から排出される処理困難な物質を含む水や雨水は流入できません。詳細はお問い合わせください。**問** 電話または直接、下水道施設課 ☎ 620・1664

昨年の大阪北部地震、台風21号で住宅に被害を受けた世帯を対象にした転居費用支援金の申請を引き続き受け付けています。転居後、来年3月31日までに申請が必要です。要件等詳細は市

HP参照またはお問い合わせください。
☎ 昨年の大阪北部地震、台風21号で住宅に被害を受け市内転居が必要となった人、平成29年中の総所得金額が430万円未満の世帯、**¥**引越し費用の2分の1（上限3万円）、住民税非課税世帯・障害者手帳所有者を含む世帯・ひとり親世帯のいずれかに該当する世帯は上限5万円）、**甲**来年3月31日までに、**り** 災証明書、領収書等を直接、南館5階特設窓口（平日、午前9時～午後5時）、**問** 居住政策課 ☎655・2755

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

対 子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥**上限30万円、**備** 詳細はお問い合わせください。**問** 居住政策課 ☎655・2755

分譲マンション管理相談会

時 毎月第2火曜日、午前9時～正午、**所** 居住政策課、**定** 先着4組、**内** マンション管理組合の管理運営等、**申** 7日前までに、電話またはファックス・メールで、**同** 課 ☎655・2755、**フ** 620・1730、**✉** kyojyu@city.ibaraki.g.jp

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

対 平成12年（非木造と除却は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内** 左表のとおり、**備** 今年度から耐震改修設計が追加、詳細はお問い合わせください。**問** 居住政策課 ☎655・2755

	建物用途	補助割合	限度額
補助	木造住宅	耐震診断費用の90%	45,000円/戸
	共同住宅・長屋等 (木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,250,000円/棟※2
設計※1	木造住宅	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
除去補助	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①49,300円/m ²	25,000,000円/棟※2
	市指定緊急交通路沿道建築物	②工事費用の23%	50,000,000円/棟※3

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 府の間接補助含む、※3 国の直接補助含む

草花・樹木等の相談・勉強会

時 ①7月5日(金)、②8月2日(金)、③9月6日(金)、**相** 談 ④時午前10時～正午、午後1時～4時、**所** 市役所南館1階玄関ロビー、**内** 花・樹木・野菜・果樹等、**勉** 強会 ⑤時午後1時30分～3時、**所** ①市役所南館8階中会議室、②市役所本館6階第1会議室、**内** ①サクラ・ウメ・モモ、②秋冬野菜作り、③花壇の管理、**(以下共通)** **備** 詳細は市HP参照またはお問い合わせください。**問** 農とみどり推進課 ☎620・1622

環境

住宅用太陽光発電システム・蓄電システム等の設置に補助

対 自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後①は電力受給後) 6か月以内の人、**¥**①出力1キロワット当たり1万2500円(上限4キロワット)、②③⑤上限4万円、④上限3万円、**備** ②は①と同申請のみ、①③④⑤10いばらき環境ポイント・②15いばらき環境ポイント付与、**申** 申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、**同** 課窓 ☎620・1644

COOL CHOICE CHALLENGE 応募受付中

内 COOL CHOICE(地球温暖化防止のための行動)をイメージした写真やイラストを募集、**備** 審査通過作品は、11月16日・17日の環境フェ

English Chinese Korean

茨ごみプリで「ごみの分け方と出し方リーフレット」の外国語版が閲覧可能に

ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」で「ごみの分け方と出し方リーフレット」の英語・中国語・韓国語版が、閲覧できるようになりました。市HPからの閲覧・ダウンロードも可能です。ぜひ、ご活用ください。

備 【対応端末】 スマートフォンやタブレット端末。iOS version 5.1.1以降、Android version 2.3以降、**【ダウンロード方法】** iOSはApp Store、AndroidはGoogle Playで「茨ごみプリ」と検索、または右図を読み取り。ダウンロードで3いばらき環境ポイント付与、**問** 資源循環課 ☎620・1814





iOS用 Android用

チャレンジいばらき補助金 (市提案公募型公益活動支援事業補助制度)

市では、市民等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、補助金を交付します。

■審査あり。補助金額等は募集要領参照。各テーマの募集要領・申請書類は、7月1日から各担当課と市民活動センターで配付(市HPからダウンロード可)、■7月1日～31日に、各担当課

テーマ設定型(市が設定したテーマに即した公益的な事業)

テーマ(対象事業)	問合せ先
人権意識の向上や男女共同参画社会の実現につながる取組み等	人権・男女共生課 ☎ 622・6613
伝統芸能の保護、若手芸術家の育成支援等、文化芸術の振興につながる取組み等	文化振興課 ☎ 620・1810
少年・少女の体力向上と親睦を深めるスポーツ大会等の取組み等	スポーツ推進課 ☎ 620・1608

自由テーマ型(自由な発想による公益的な事業)

テーマ(対象事業)	問合せ先
補助対象団体が自由な発想で提案する事業	市民協働推進課 ☎ 620・1604

アで来場者による投票を実施、入賞者には市ふるさと寄附金のお礼品(3千円相当)を贈呈、応募者には2いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、またはお問い合わせください。■9月30日までに、メール(住所・氏名・電話番号を記入)で、環境政策課 ☎ 620・1644、☒ coolcc@city.ibaraki.jp

府署と対策ポータルサイトの ご活用を

暑さから身を守るため、暑さについて「からだづくり」、暑さを知らせる「情報の活用」、暑さをしのぐ「クー

就職サポートセンターのご利用を

同センターでは、専門の相談員がじっくり相談に応じ、一人ひとりに最適な就職支援プランを立て、事業所での就労体験や、他の専門機関の紹介、



商工・消費生活

ラーの利用」の3つを習慣にしましょう。詳細は同サイト(左図読み取り)をご覧ください。■図府エネルギー政策課温暖化対策グループ ☎ 6210・9553



職業訓練の案内などにより、1日でも早い就職を応援しています。相談の中で、その人自身の興味や適性等を見つけて出し、最適な就職先を選択できるようなアドバイスも行っています。

また、仕事上の悩みやトラブルの相談にも応じているほか、現在仕事に就いている人が転職を希望する場合も利用できます。ぜひご利用ください(2ページ仕事なんでも相談参照)。■同センター(商工労政課内) ☎ 620・1620

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業へのアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者(市民・市内法人に限る)や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等(いずれも小売業・飲食店に限る)を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助(上限50万円)しています(工事計画前に相談要)。なお、制度利用から10年間経過すると、再度利用することができます。■商工労政課 ☎ 620・1620

市内中小企業者と大学との連携 による商品開発などを支援

市内中小企業者が大学と共同で商品・研究開発等を実施する場合、補助金を交付します。

■市内に事業所を有する中小企業者

ふるさと寄附金返礼品新規協力事業者を募集

茨木への興味や愛着を持ってもらうために、市外の寄附者に送る返礼品を提供する新規協力事業者を募集します。

募集する返礼品 市内で生産、製造、加工またはサービス提供しているもの等、詳細は市HPの募集要項参照
対象 本社、支社、事業所、工場のいずれかが市内にあり、上記の返礼品を提供できる法人または個人事業者
申込 申込書(市HPからダウンロード)と必要書類を直接、まち魅力発信課 ☎ 620・1602



写真は昨年度返礼品の一例

(みなし大企業除く)で、大学と連携して行う次の事業、①新製品・新技術・新サービスの研究開発事業、②業務改善、販路拡大等経営革新に係る事業

■対象経費の2分の1(上限は連携大学が市内に500万円、その他に300万円)、■備申請前に要相談、■7月1日～8月15日までに、申込用紙(商工労政課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課窓 ☎ 620・1620

茨木商工会議所の無料相談

時・内 8月19日(月)、【金融相談(事業資金・教育ローン)】午後1時〜3時、【創業相談】午後2時〜4時、所・岡
同会議所 ☎ 622・6631

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済制度(中退共)は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。詳細はHP (<http://chutai.kyo.taisyoku.kin.go.jp/>)をご覧ください。岡中退共大阪コーナー ☎ 06・6536・1851

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご利用を

時平日、午前9時〜午後5時、所府社会保険労務士会館(大阪市北区天満二丁目1-30)、備労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し・助成金の活用等の労務管理の相談(社会保険労務士等)、岡同センター ☎ 0120・068・116、✉ hatarakikata@sr-osaka.jp



求人

夏季学童保育室の臨時(代替)指導員

時7月20日(土)〜8月24日(土)、原則午前

8時〜午後7時の間で2〜8時間程度(事前研修あり)、所市立小学校(学童保育室設置校)、¥時給1010円、備詳しい職務内容は、学童保育課 ☎ 620・1801にお問い合わせください。夏季以外の応募も随時受付します。申市HPから電子申込(下図読み取り)または電話で、人事課 ☎ 620・1601

8月1日(内)〜来年3月31日(外)(更新の可能性あり)、午前9時15分〜午後5時15分、所ごも健康センター、対助産師免許を有し、地方公務員法第16条に該当しない人等、定1人、内母子保健業務、¥月額27万1500円(賞与無し、残業・通勤手当あり、各種保険制度あり)、備7月下旬に面接あり、申7月1日〜11日(必着)に、申込書(保健医療課で配付、市HPからダウンロード可)・履歴書(A4)・小論文・助産師免許(写)・保健師免許(写)(保持者のみ)を、簡易書留または直接、〒567-0031 春日三丁目13-5、同センター ☎ 621・5601

助産師(非常勤嘱託員)

8時〜午後7時の間で2〜8時間程度(事前研修あり)、所市立小学校(学童保育室設置校)、¥時給1010円、備詳しい職務内容は、学童保育課 ☎ 620・1801にお問い合わせください。夏季以外の応募も随時受付します。申市HPから電子申込(下図読み取り)または電話で、人事課 ☎ 620・1601



その他

審議会等の会議の公開状況

市では、市政運営の透明化を図り、

茨木のお店に行こう

Vol.13

市の補助制度利用店を紹介します

岡商工労政課 ☎ 620・1620

インフィール infeel

昨年9月に、双葉町にオープンしたカルチャースペースです。50㎡ほどの広さで、教室等の開講やイベントの開催など、会場としてレンタルできます。infeelの自慢は老若男女誰でも気軽に利用できること。「ちょっとした会合を開きたいけれどなかなか場所が見つからない」と困っている人にもおすすめです。代表の足立さんは音楽が大好きで、ピアノやギター、ドラム等を設置しているため、楽器演奏などを楽しむ音楽イベントの企画も行っています。その他にも、ペン字教室やパソコン教室、手作り教室などのほか、交流会も定期的に開催しています。

足立さんは「子どもからシニアまで世代を超えて人と人がつながり、地域のコミュニティを活性化できたら。みんなの『やりたい!』を全力でサポートしたい。そんな想いからこのお店をオープンしました」と笑顔で話しました。活用方法は無限大。多くの魅力が詰まったカルチャースペースをぜひ一度、利用してみませんか。

電話 090・9118・0473
ところ 双葉町 7-8 ベルム茨木 3階
営業時間 10:00 ~ 21:00
不定休



代表 足立 真美さん



開かれた市政を推進するため「市審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、その運用に努めています。

昨年度は、74の審議会等のうち、54の審議会等で、延べ583件の会議を開催し、傍聴者は延べ288人でした。また、「市介護認定審査会」等、一部の会議は、個人情報保護等の観点から非公開としました。なお、個別の審議会等の開催回数、公開・非公開の別、傍聴人数等の詳細は、市HP、市役所南館1階の情報ルームで閲覧できます。☎政策企画課 620・16005

総合計画審議会の傍聴を **保**

①8月7日(水)、午後6時30分～8時30分、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**後期基本計画の審議等、**備**一時保育は7月31日までに要申込、8月のほかの審議会日程は市HP参照、**申**電話またはファックス(氏名・電話番号を記入)で、政策企画課 ☎620・16005、**保**623・3025

スポーツ推進審議会の傍聴を **保**

①7月30日(火)、午後7時から、**所**市民体育館会議室、**内**スポーツ推進計画実施状況等、**備**一時保育は7月19日までに要申込、**問**スポーツ推進課 ☎620・16008

中央公園庭球場撤去説明会

①7月19日(金)、午後7時から、②20日

(土)、午前10時から、**所**市役所南館①6階会議室・②8階中会議室、**対**同庭球場利用者、**内**撤去に伴う利用中止時期等、**問**スポーツ推進課 ☎620・16008

**政治家の寄附は禁止
有権者が求めることも禁止**

政治家が選挙区内の人に、お金や物などを贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。寄附行為には次のようなものが該当します。▼お歳暮・お年賀、▼秘書等が代理で出席する場合の結婚祝・葬儀の香典、▼葬儀の花輪・供花、▼病氣見舞、▼落成式・開店祝等の花輪、▼入学祝・卒業祝、▼町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入れ、▼地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入れ、▼お祭りへの寄附・差入れ、**備**詳細は総務省HP参照、**問**選挙管理委員会事務局 ☎620・1675

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの8月抽選分の申込受付は7月20日～31日です。**【福祉文化会館】文化ホール** 来年8月22日・23日(終日)、**【クリエイトセンター】センターホール** 来年8月12日～16日・22日・23日・28日・29日(終日)、**多目的ホール** 来年2月

2日・15日・16日・22日(終日)、2月12日・23日・26日(午前9時～午後5時、2月19日(午後1時～5時)、2月21日(午後1時～10時)、**【生涯学習センター(火曜日休み)】きらめきホール** 来年1月5日～9日(終日)、1月10日(午後0時30分～9時30分)、1月11日・18日・19日・24日～26日(午前9時～午後6時、1月15日・22日・29日(午後6時30分～9時30分)、1月16日・23日・30日(午後0時30分～3時・6時30分～9時30分)、**【ローズWAM(火曜日休み)】ワムホール** 来年2月2日・16日・20日(午後0時30分～6時、2月6日～10日(終日)

**権利侵害防止のため
本人通知制度の登録を**

市では、住民票や戸籍謄本等の不正入手による権利侵害の防止を図るため、本人以外に交付した場合、その事実を封書で通知する制度を実施しています(事前登録要)。7月1日から登録期限を廃止し、更新手続きが不要となりました。

対本市の住民票・戸籍に記載されている人、**申**本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を市民課 ☎620・1621

住民票の写し等の

コンビニ等交付のご利用を

住民票の写し等の証明書をコンビニ

市内でテレビドラマの撮影が行われました 問まち魅力発信課 ☎620・1602

5年連続、市内でテレビドラマの撮影が、多くの皆様のご協力のもと、無事に行われました。連続テレビ小説「ごちそうさん」、大河ドラマ「おんな城主 直虎」等を手がけた脚本家の森下佳子さんによる「よるドラ」。生きづらさを抱えるヒロインが、さえない一人の地下アイドルと出会ったことで成長する姿を「地下のディープな世界」を背景に描きます。

【撮影場所】 藍野病院、追手門学院大学安威キャンパス、北春日丘二丁目

よるドラ「だから私は推しました」【放送予定】 7月27日から、毎週土曜日、全8回、午後11時30分～11時59分(NHK総合テレビ)、**【出演】** 桜井ユキ、白石聖、松田るか、細田善彦、澤部 佑、村杉蟬之介 ほか



大阪北部地震による 災害に対しご支援いただいた皆さん (2月1日～4月30日分)

昨年6月の大阪北部地震の被害に際し、多くの心温まるご支援をいただき、ありがとうございました。ご支援は復興のために活用します(寄付者は敬称略、五十音順、10万円以上)。

◆金銭的支援

寄付金総額 1,536,401円
(9件、10万円未満含む)
主な寄付者 大阪大正ライオンズクラブ、宗教法人金光教、東京2020オリンピック競技大会ホッケー事前キャンプ茨木市誘致委員会

エンスストア等で発行できます(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード要)。

【時】午前6時30分～午後11時、【所】平日、午前8時45分～午後5時15分、【所】ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂(アルプラザ)、【内】①住民票、印鑑登録証明書、府民税(所得)証明書、納税証明書、②戸籍謄抄本(原・除籍謄本除く、本籍が他市の人は本籍市の制度による)、【備】マルチコピー機が設置されている店舗のみ、【問】市民課 ☎620・1621

元市民会館内の物品を譲渡

【時】7月1日(月)～31日(水)、【案内】内板、ホール座席等、【備】詳細は市HP参照、【申】電話またはメール(氏名・電話番号を記入)で、市民会館跡地活用推進課 ☎655・2757、✉ atochi@city.ibaraki.jp

小豆島町・竹田市宿泊施設 利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助しています。

【所】指定宿泊施設(市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照)、【内】補助額 小豆島町Ⅱ中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市Ⅱ中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、【利用回数】1人年間各1泊、【施設へ直接予約後、宿泊日の10日前までに申請書(同課で配付、市HPからダウンロード可、要印鑑)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1810

狂犬病の予防注射はお済みですか

生後91日以上の犬の飼い主には、狂犬病予防法により飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、住所地の市町村が交付する「注射済票」を着けることが義務付けられています。

狂犬病は、発症するとほとんど死に至る怖い病気です。まだ接種していない場合は、動物病院で注射を受けてください。接種時には、飼い犬登録している人に送付した「受診票」を必ず持参してください。住所や飼い主の変更、飼い犬死亡の場合等は、市に届出をしてください。また、受診票が届いていない場合は、ご連絡ください。【問】市民生活相談課 ☎620・1603

統計調査員を募集

【対】次の全てに該当する人、①責任を持って調査事務を遂行できる、②調査により知り得た秘密の保持ができる、③税務、警察や選挙に直接関係がない、④暴力団員・反社会的勢力ではない、⑤原則、20歳以上で調査期間中に調査に専念できる、【内】市内の一定の区域を受け持ち、各種調査の対象世帯や事業所を訪問し、調査票を配布・回収・点検する、【要】国の基準に基づき支給、【備】応募者を面談のうえ、登録調査員として登録し、調査の実施状況や種類に応じて従事を依頼、【問】総務課 ☎620・1611

サマージャンボ宝くじ等の発売

サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場でお買い求めください。通信販売でもお求めになれます。

【時】【発売期間】7月2日(火)～8月2日(金)、【抽せん日】8月14日(水)、【問】(公財) 府市町村振興協会 ☎06・6941・7441



たこ焼きクーちゃん

マンション管理士無料相談会

【時】原則毎月第4土曜日、午後6時30分～8時30分、【所】ローズWAM、【定】先着2組、【内】マンション管理組合の管理運営等に関する相談、【申】HP <http://www.016.upp.so-net.ne.jp/ibaraki/mankan/> から電子申込みまたは電話、ファックスで、府マンション管理士会茨木・摂津支部 ☎06・8093

「寄付ありがやう」がありました

次の皆さんから、市へのご寄付(10万円以上、または相当)をいただきました(敬称略)。

- ◆茨木ライオンズクラブⅡ10万円、◆岡本美奈Ⅱアップライトピアノ、◆市PTA協議会Ⅱ40万円、◆市役所OB会喧騒会Ⅱ57万1589円、◆府立茨木工科高等学校Ⅱ朝礼台2台、掲示板3台

7月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は37ページ参照。

相談内容	とき	ところ	
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00~17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)	
日曜法律相談(先着7人)	28日(日)、9:30~13:00(24日、8:45から電話で予約)		
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00~15:30(※)		
国の仕事に関する行政相談(先着4人)	4日(木)・18日(木)、13:00~15:00(※)		
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	3日(木)、9:30~12:00、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等(※)		
司法書士相談(各日先着5人)	3日(木)=登記、相続、17日(木)・24日(木)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30~12:00(※)		
土地家屋調査士相談(先着5人)	17日(木)、9:30~12:00、土地の境界等(※)		
宅地建物取引相談(先着5人)	18日(木)、9:30~12:00、不動産取引等(※)		
税務相談(先着5人)	11日(木)、13:00~16:00(※)		
戸籍相談(先着4人)	18日(木)、14:00~16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)		
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~16:30、13日(土)・27日(土)、9:00~12:00		消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	11日(木)・25日(木)、13:00~15:00		
ひとり親のための法律相談	23日(木)、13:00~16:00(4日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)		市民生活相談課
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月~金曜日、午前9時~午後5時		こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00		障害福祉課 ☎620・1636 FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105	
教育相談(小・中学生)	毎週月~金曜日、8:45~17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400	
電話教育相談☎625・7830	毎週月~金曜日、8:45~17:00		
「いじめ」ホット電話相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25		
奨学金相談	毎週月~木曜日、10:00~18:00		
発達相談(小・中学生)	毎週月~金曜日、8:45~17:00(要予約)	教育委員会分室(予約は上記教育センター)	
建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	第3木曜日、13:00~16:00(7日前までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755	

相談内容	とき	ところ	
女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日除く)、10:00~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
女性電話相談☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日除く)、10:00~16:00		
男性のための電話相談	17日(木)・24日(木)、18:30~21:30		
デートDV電話相談☎622・7345	毎週土曜日、10:00~17:00		
女性法律相談	18日(木)・20日(土)、9:30~12:30(1日、9:00から電話で予約)		
仕事なんでも相談	25日(木)、13:00~16:00		
DV相談	毎週月~土曜日、9:00~17:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757	
人権相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00	人権センター ☎622・6613	
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月~土曜日、9:00~17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川☎643・1470 沢良宜☎635・7667 総持寺☎626・5660	
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620	
仕事なんでも相談	毎週火~木曜日、10:00~16:00(予約優先、25日は12:00まで)		
防火相談	毎日、9:00~17:00	消防本部 ☎622・6955	
福祉まるごと相談会 どの会場でも相談可能です。 コミセン=コミュニティセンター ☎655・2758	第1月曜日	10:00 } 12:00	春日コミセン
	第4月曜日		太田公民館、郡山自治会館
	第2・4火曜日		中条公民館
	第3火曜日、13:30~15:30	春日丘憩いの家	
	第4火曜日	10:00 } 12:00	中津・西河原コミセン
	第2・4水曜日		天王公民館
	第1木曜日、13:30~15:30	丘の家ゆ楽	
	第1・3木曜日	10:00 } 12:00	東コミセン
	第2木曜日		耳原公民館、東奈良コミセン
	第4木曜日		玉櫛公民館
第1・3金曜日	白川公民館		
第3金曜日	畑田コミセン		